

第20回 光市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月14日（金）午前9時30分から午前10時
- 2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員（22人）

農業委員

- | | | |
|-----|----|--------|
| 1番 | 田村 | 尚利 |
| 2番 | 河村 | 晴夫 |
| 3番 | 出穂 | 真奈美 |
| 4番 | 小林 | 勉 |
| 5番 | 鬼武 | 敬子 |
| 6番 | 西岡 | 正信 |
| 7番 | 宮内 | 昭壽 |
| 8番 | 藤本 | 準一 |
| 9番 | 吉岡 | 弘 |
| 10番 | 山本 | 忠男 |
| 11番 | 弘田 | 靖 |
| 12番 | 田村 | 耕一（会長） |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|-----|----|----|
| 1番 | 國弘 | 久男 |
| 2番 | 濱田 | 俊文 |
| 3番 | 末岡 | 博 |
| 4番 | 小山 | 秋芳 |
| 5番 | 重田 | 正憲 |
| 6番 | 城 | 俊治 |
| 7番 | 小田 | 博 |
| 8番 | 秋山 | 孝 |
| 9番 | 森本 | 鉄之 |
| 10番 | 西村 | 隆裕 |

4 欠席委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第20回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員10名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、6番、西岡正信委員、7番、宮内昭壽委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは議事に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は1件でございます。

それでは議案第1号についてご説明いたします。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は広島市に本店のある太陽光発電事業他を営む法人で、譲渡人は市内にお住まいの無職の個人です。

申請のあった土地は、大字光井地内、市役所から東へ約2.5kmに位置する1筆で、登記地目は田、面積は1,865㎡の自作地です。

譲受人は、高齢で当該用地の維持管理が困難となり、処分先を探していた譲受人よりここを取得し、パネル設置面積502.87㎡、発電出力49.5kWの太陽光発電所を建設し、事業の拡大を図ろうとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないことか

ら第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替となる用地がない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、藤本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

藤本委員、補足説明をお願いします。

8番

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、施設内容等については特に問題はないと考えておりますが、周辺の住民等から設置にあたっての説明等を行ってほしい旨の話があります。

周辺の川は以前氾濫したこともあり、ここに架かる個人の橋を使用する作業は困るため、仮橋を付けての作業をお願いしたいというものです。

また、設置後の擁壁やパネルの照り返しも気になるところで、これらの内容についても、事前に協議してほしいというものです。

事務局 事務局としては、当該事案について許可できるかどうかについて審議
いただきたいところです。この内容は、周辺環境に対しての調整と考え
られますので、否決できる要件ではないところです。
先ほどの委員さんの意見については、代理人を通じて関係住民等への
説明等を行ってもらうように申し入れているところです。

8 番 内容について否決しようとする意図ではなく、設備を設置するにあた
ったの意見ですので、業者に対しての意見をよろしくお願いします。

議長 他に質疑はございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。
議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を
お願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。
続きまして、報告事項に入ります。

事務局 報告事項第 1 号及び第 2 号は一括して説明申し上げます。
はじめに、報告事項第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理
について」ご説明申し上げます。
届出の件数は、3 件でございました。
内容については記載のとおりでございます。
なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長
専決により受理いたしました。

続きまして、報告第 2 号「非農地証明について」です。
届出の件数は、4 件でございました。
内容については記載のとおりでございます。
地区担当の委員さんほか 2 名の委員さんと、事務局 1 名による現地調査
の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書

を交付しました。

説明は以上でございます。

議長

只今の報告第1号及び第2号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第20回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和4年1月14日開催の第20回光市農業委員会総会の議事録である。

令和4年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____